最終更新日:2015年4月1日
株式会社　NJS
代表取締役社長　村上　雅亮
問合せ先:管理本部総務部　03-5269-4321
証券コード:2325
http://www.njs.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

取締役会の公正・透明・迅速な協議・運営、監査役会の強力な監視機能及び社内各組織の職務分掌による有効な牽制機能をもって会社経営の健全性を保つとともに、新しい時代の経営変革に迅速かつ効率的に対応する経営体制の確立を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、これを充実させることにより企業価値、株主価値の増大が図れるものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本ヒューム株式会社	3,420,000	34.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	673,500	6.70
株式会社みずほ銀行	248,000	2.47
新家　弘良	191,200	1.90
NJS社員持株会	190,700	1.90
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	188,000	1.87
株式会社ジェー・イー・シー	184,000	1.83
MSIP CLIENT SECURITIES	163,800	1.63
日本生命保険相互会社	103,400	1.03
明治安田生命保険相互会社	96,000	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社から、平成26年11月21日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年11月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。
なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。
大量保有者　　シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
保有株券等の数　株式　953,700株
株券等保有割合　9.49%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
遠藤　裕邦	他の会社の出身者							○				
安田　伸一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤　裕邦		当社のその他の関係会社である日本ヒューム（株）の取締役であります。	当社のその他の関係会社である日本ヒューム（株）の取締役として会社の業務に精通し、豊富な業務執行経験及び幅広い見識を有しており、社外取締役として適任であると判断したため。
安田　伸一	○	独立役員であります。	金融機関における企業審査、財務分析及び経営管理の業務経験及び監査役としての豊富な経験を有しており、社外取締役として適任であると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人とは、期首における監査計画、監査体制の協議や四半期ごとに監査及びレビュー実施状況の確認・協議を実施しております。更に、内部監査部及び監査法人による各部所、事業所、子会社往査に同行し各部所、事業所、子会社でのコンプライアンスの状況を確認し、厳格・適正な監査を実施しております。また、監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会を定期的に開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂村　博	他の会社の出身者							○						
豊口　直樹	他の会社の出身者							○						
池田　力	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂村　博		当社のその他の関係会社である日本ヒューム（株）の専務取締役であります。	当社のその他の関係会社である日本ヒューム（株）の取締役として会社の業務執行に精通し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、社外監査役として適任であると判断したため。
豊口　直樹		当社のその他の関係会社である日本ヒューム（株）の常務取締役であります。	当社のその他の関係会社である日本ヒューム（株）の取締役として会社の業務執行に精通し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、社外監査役として適任であると判断したため。
池田　力	○	独立役員であります。	長年にわたる銀行の審査業務、上場会社の役員等の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、豊富な経験と幅広い知識と見識を有しており、社外監査役として

			適任であると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

各取締役は自らの職責を十分認識し、株主価値の向上に努めており、ストックオプション等インセンティブ付与の必要性は薄いと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年12月期における当社の取締役に対する役員報酬は次のとおりであります。
支給人員14名、支給額192,000千円
1. 支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 当期末現在の取締役は8名であります。上記員数には、平成26年3月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役4名が含まれており、無報酬の取締役2名は除いております。
3. 当期末現在の取締役のうち1名は定款に基づく報酬の支給がありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外監査役を含む監査役会の全体をサポートする組織として監査役室（室員2名：兼務）を設置し、監査役室は監査役が行う監査業務の補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

【業務執行】
当社は、経営の効率化と内部統制の強化を目的に執行役員制度を導入しております。これにより取締役会をスリム化し、取締役は全社的経営に、執行役員は事業本部・支社等の部門経営執行者の位置づけで業務に専念することで意思決定を迅速化し、経営の効率化を図っております。
また、会社経営（取締役）と事業本部・支社等の部門経営執行者（執行役員）の分離によって、取締役会による職務の状況の監督機能を強化し、
権限と責任の明確化を図り、内部統制の強化を推進しております。

【監査・監督】
当社では、企業経営の経験が豊富な社外取締役を2名選任し、取締役会に出席し意見を陳述することで緊張感のある経営を行う体制を整えております。
また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役3名により構成されております。監査役は取締役会や経営会議等の重要な会議に出席する他、稟議書等重要資料を閲覧し代表取締役の業務執行状況を確認するとともに、独自に、あるいは内

部監査及び監査法人による各部所、事業所、子会社往査に同行することにより各部所、事業所、子会社でのコンプライアンスの状況を確認し、厳格・適正な監査を実施しております。
監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会を定期的に開催しております。
内部監査は内部監査規程に基づき、内部監査部員のほか、内部監査部長が取締役社長の承認を得て他部所より招集して任命した臨時の担当
者により定期的・計画的に実施しており、全ての業務活動が定められた諸方策・,諸規程に基づき適正かつ合理的に遂行され、諸管理方式・諸規程が適切かつ効率的に機能しているかを検証し、業務執行にともなう不正・誤謬の発生を未然に防止するとともに会社財産の保全を目的に行って
おります。
当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人とし、同法人と監査契約を締結しており、定期的な会計監査を受けるとともに、経営及び組織的な問題等において適宜アドバイスを受けております。

【指名】
取締役及び監査役の選任は、法定の用件を備え、その職責を全うすることができる者を取締役会において推薦し、株主総会の決議で決定しております。ただし、監査役候補者を株主総会に推薦するには監査役会の同意を条件とし、常勤監査役の互選は監査役会で行うこととしております。
執行役員の選任は、その職責を全うできることが認められる者で、取締役社長の推薦を経て、取締役会の決議により選任しております。

【報酬決定】
取締役の報酬は、株主総会で決定された取締役報酬限度額の範囲内で、一定の基準を定めた内規に基づき、取締役会において決定しております。
監査役の報酬は、同じく株主総会で決定された監査役報酬限度額の範囲内で、監査役会の決議に基づき決定しております。
執行役員の報酬は、会社の業績・経営内容、取締役報酬及び従業員給与等を考慮し、取締役会に諮った上で、取締役社長が決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。
当社経営の監視・監督の面では、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席し意見を陳述することで、緊張感のある経営を行う体制を整えております。
これらにより、十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社をご理解いただくために、多くの株主様がご参加いただけますよう、集中日を回避し設定しております。
その他	当社における株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化は目常のIR活動(ホームページ等による企業活動や財務内容の積極的な開示等）による株主とのコミュニケーションの充実に主眼を置いております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書及び決算情報以外の適時開示資料について、迅速かつ正確に当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRに関する部署は、管理本部総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「NJS倫理規程」「NJS企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、法令、社内規程及び企業倫理等のルールを順守し、社会的良識をもって行動して会社がよき企業市民として評価されるよう、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する取締役及び従業員等の行動規範として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「調査、計画、設計」を中心とした ”水と環境”を保全・改善・創造する事業を担っており、当社の業務そのものが社会的責任を負ったものであるとの認識で会社経営を行っております。 また、環境保全活動については、当社の「環境方針」に基づき、地球環境への配慮と循環型社 会の推進をめざし、高度に専門的に洗練されたコンサルタント活動を行えるようISO14000を取得 し、環境マネジメントシステム(EMS)を実践しております。同システムに基づく定常的な監視、測定を行い、環境記録を作成・管理するとともに定期的に外部監査を受けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、当社及び子会社等に関する会社内部情報を会社情報として適時かつ適切に開示することによりインサイダー取引の未然防止を図るとともに情報管理の適正化に資することを目的に「情報管理規程」を定めております。 当社の情報は、情報の種類に応じて金融庁の提供する「EDINET」(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)または東京証券取引所が運営する「TDnet」(適時開示情報伝達システム)に開示するとともに、開示後は速やかに当社ホームページに掲載します。 開示要件には該当しないものの、当社の事業運営に係る情報で、株主・投資家の投資判断に影響を与えると認められる情報及び当社の理解促進に役立つ情報についても積極的に開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は平成18年4月24日付で、「ＮＪＳコンプライアンス経営宣言」を発表し、また、同宣言をより明確・詳細にして全役員、全社員が一丸となって徹底化を図るため、同年5月22日の取締役会において、「内部統制体制システムの整備に関する基本方針」を定めており、その後も情勢・環境の変化に応じ必要な見直しを行い、改善を行っております。

また、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制システム」を整備し、関連諸法令及び規定に則った財務報告の信頼性を確保するための体制を構築しています。現在までの整備状況は以下のとおりであります。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び社員等は、法令、定款及び「ＮＪＳ倫理規程」「ＮＪＳ企業倫理行動指針」「コンプライアンス規程」等の社内規程を順守する。

内部監査部は、全社のコンプライアンス順守状況を監査するとともに、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、研修・教育等を行う。

「公益通報者保護規程」に基づき、内部監査部に社内通報窓口を、顧問法律事務所に社外通報窓口を設置し、内部統制の補完、強化を図る。

取締役及び社員等の法令・定款等違反行為については、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し「文書管理規程」により保存し、取締役又は監査役からの閲覧要請に備える。

3.損失の危機の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」により、想定されるリスクごとに担当取締役を定め、取締役である危機管理責任者が、危機の防止・排除及び不測の事態に対
応できる体制を構築する。

内部監査部は、全社的リスク管理の状況をレビューし、その結果を社長及び監査役に報告する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、役員規程、職制規程及び取締役会で定める取締役分掌業務により、取締役と社員の職務の分掌と権限を定める。

5.株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」により、関係会社に対しコンプライアンスの確保、内部統制の維持向上を図り、内部監査部は子会社の監査を行う。

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じて業績向上に寄与するものであり、適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行なうことは、当社に対する社会的な信用の維持・向上に資することから、代表取締役社長は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

6.反社会的勢力への対応に関する事項

「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員2名以上を、監査役室兼務とし監査業務の補助に当たらせる。

8.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重することとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

9.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員等は、監査役に対して法定事項に加え、当社企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「危機管理規程」に基づく危機の発生状況・対策、「公益通報者保護規程」に基づく通報の調査結果を報告するとともに、利益の無償供与に関する資料を提出する。

また、社員等は「コンプライアンス規程」に基づき、同規程に反する事実を知ったときは、直接監査役に通報できることとする。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも取締役及び社員等に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる。内部監査及び監査法人による部所、子会社往査には必ず参加要請を行う。

また、監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会は、定期的に開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では「NJS倫理規程」及び「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するともに、警察等の外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、長期にわたる技術開発投資の成果である新技術を活用した新規需要の創出や地球規模での事業領域の拡大により持続可能な発展を
図ることで企業価値を継続的に増大させ、また、長期的に安定した利益還元を行うことにより株主価値の向上を図ることで敵対的買収に備えることを基本方針としており、特別に新株予約権や種類株式を利用した敵対的買収防衛策の導入は計画しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はありません。